

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱の施行に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱及び「長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱第5条第1項に規定する認定品目及び製品認定基準（建設資材）及び第14条第2項に規定する工法認定基準」（以下「建設資材・工法認定基準」という。）で使用する用語の例による。

(製品認定の申請)

第3条 要綱第6条第1項の規定による認定の申請は、リサイクル製品認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 要綱第6条第3項第1号に掲げる第5条第2項第2号の品質性能に係る認定基準に適合することを証する書類は、次の各号に掲げる機関（以下「公的機関」という。）により検査された検査結果の報告書とする。ただし、建設資材・工法認定基準第3の(4)に掲げる公的規格等取得工場においてリサイクル製品の製造等を行う場合にあっては、この限りではない。

- (1) 登録試験事業所（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57号の規定に基づき、主務大臣の登録を受けた試験所をいう。）
 - (2) 環境計量証明事業所（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づき、濃度の事業区分により県知事の登録を受けた事業所をいう。以下同じ。）
 - (3) 公益財団法人長崎県建設技術研究センター、一般財団法人日本品質保証機構、公益社団法人九州機械工業振興会、一般財団法人建材試験センターその他これらに類する試験機関又は委託を受けて材料試験を行い、その結果を委託者に告知することを業として行う者（自社又は自社の関連会社及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）を除く。）
- 3 要綱第6条第3項第1号に掲げる第5条第2項第5号の環境安全性に係る認定基準に適合することを証する書類は、環境計量証明事業所により検査された検査結果の報告書とする。

(製品認定の認定証)

第4条 要綱第6条第8項に規定する認定証は、認定証（様式第2号）によるものとする。

(製品認定の更新)

第5条 要綱第7条第1項の規定による認定の更新は、認定リサイクル製品更新申請書（様式第3号）により行うものとする。

(製品認定に係る変更等の届出)

第6条 要綱第9条の規定による変更又は中止の届出は認定リサイクル製品変更等届出書(様式第4号)により行うものとする。

(製造等の管理及び記録)

第7条 要綱第10条第2項に規定する製造等の管理は、品質性能及び環境安全性に係る基準への適合状況その他の製造等の管理事項について、知事が別に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の規定による確認のうち品質性能及び環境安全性に係る基準への適合状況に係るもののが確認のための検査機関は、公的機関(環境安全性に係る場合は、環境計量証明事業所とする。)とする。ただし、建設資材・工法認定基準第3の(4)に掲げる公的規格等取得工場においてリサイクル製品の製造等を行う場合にあっては、この限りではない。
- 3 要綱第10条第3項の知事が必要と認めるものは、再生資源の入手の経路及び供給者、製品の製造、保管、販売等の状況、製造等の管理に係る検査年月日並びに検査方法とする。

(知事への報告)

第8条 要綱第10条第4項の規定による出荷先等に関する情報は認定リサイクル製品の出荷年月日、出荷先、工事箇所(把握が困難な場合は除く)、出荷量とする。

また、基準の適合状況の報告は、知事が別に定めるところにより、認定リサイクル製品製造等管理報告書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公的規格等取得工場によりリサイクル製品を製造する場合は、品質性能に係る事項に係る報告を省略することができる。
- 3 要綱第10条第4項の規定による販売実績及び価格等の報告は、認定リサイクル製品の価格及び販売実績報告書(様式第6号)により、毎年4月30日までに行うものとする。
- 4 前各項に規定するもののほか、知事から報告を求められた事項については、必要な事項について報告しなければならない。

(工法認定の申請)

第9条 要綱第15条第1項の規定による認定の申請は、リサイクル工法認定申請書(様式第7号)により行うものとする。

- 2 要綱第15条第3項第1号に掲げる第14条第2項第2号の品質性能に係る認定基準に適合することを証する書類は、次の各号に掲げる機関(以下「公的機関」という。)により検査された検査結果の報告書とする。ただし、工法認定基準第3の(4)に掲げる公的規格等取得工場において、リサイクル工法で使用する再生資源の製造等を行う場合にあっては、この限りではない。

- (1) 登録試験事業所(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第57号の規定に基づき、主務大臣の登録を受けた試験所をいう。)
- (2) 環境計量証明事業所(計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定に基づき、濃度の事業区分により県知事の登録を受けた事業所をいう。以下同じ。)

(3) 公益財団法人長崎県建設技術研究センター、一般財団法人日本品質保証機構、公益社団法人九州機械工業振興会、一般財団法人建材試験センターその他これらに類する試験機関又は委託を受けて材料試験を行い、その結果を委託者に告知することを業として行う者（自社又は自社の関連会社及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）を除く。）

3 要綱第15条第3項第1号に掲げる第14条第2項第5号の環境安全性に係る認定基準に適合することを証する書類は、環境計量証明事業所により検査された検査結果の報告書とする。

(工法認定の認定証)

第10条 要綱第15条第8項に規定する認定証は、認定証（様式第8号）によるものとする。

(工法認定の更新)

第11条 要綱第16条第1項の規定による認定の更新は、認定リサイクル工法更新申請書（様式第9号）により行うものとする。

(工法認定に係る変更等の届出)

第12条 要綱第18条の規定による変更又は中止の届出は認定リサイクル工法変更等届出書（様式第10号）により行うものとする。

(製造等の管理及び記録)

第13条 要綱第19条第2項に規定する保管等の管理は、品質性能及び環境安全性に係る基準への適合状況その他の保管等の管理事項について、知事が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項の規定による確認のうち品質性能及び環境安全性に係る基準への適合状況に係るものとの確認のための検査機関は、公的機関（環境安全性に係る場合は、環境計量証明事業所とする。）とする。

工法認定基準第3の(4)に掲げる公的規格等取得工場において、リサイクル工法で使用する再生資源の製造等を行う場合にあっては、この限りではない。

3 要綱第19条第3項の知事が必要と認めるものは、再生資源の入手の経路及び供給者、施工場所、施工数量、価格及び歩掛り、保管等の管理に係る検査年月日並びに検査方法とする。

(知事への報告)

第14条 要綱第19条第4項の規定による基準の適合状況の報告は、知事が別に定めるところにより、認定リサイクル工法に係る再生資源保管等管理報告書（様式第11号）により行うものとし、施工箇所等に関する情報は、施工年月日、施工箇所、施工実績とする。

2 前項の規定にかかわらず、公的規格等取得工場により、リサイクル工法において使用する再生資源を製造する場合は、品質性能に係る事項に係る報告を省略することができる。

3 要綱第19条第4項の規定による施工実績及び歩掛り等の報告は、認定リサイクル工法の施工価格及び施行実績報告書（様式第12号）により、毎年4月30日までに行うものとする。

4 前各項に規定するもののほか、知事から報告を求められた事項については、必要な事項について報告しなければならない。

（システム認定の申請）

第15条 要綱第23条第1項の規定による認定の申請は、リサイクルシステム認定申請書（様式第13号）により行うものとする。

（システム認定の認定証）

第16条 要綱第23条第8項に規定する認定証は、認定証（様式第14号）によるものとする。

（システム認定の更新）

第17条 要綱第24条第1項の規定による認定の更新は、認定リサイクルシステム更新申請書（様式第15号）により行うものとする。

（システム認定に係る変更等の届出）

第18条 要綱第26条の規定による変更又は終了の届出は認定リサイクルシステム変更等届出書（様式第16号）により行うものとする。

（その他）

第19条 この要領の規定に基づき知事に提出する書類は、正本1部、副本1部とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年11月4日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年3月23日から施行する。

この要領は、令和3年3月22日から施行する。